明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく法務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（法務三四九）　一
○那覇空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加える件（国土交通八八二）　二
○佐賀大学医学部附属病院ヘリポートの設置許可申請があった件（同八八三）　五
〔官庁報告〕
法務
決定（最高裁判所）　六
公聴会
那覇空港の施設変更及び指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会（国土交通省）　一四
佐賀大学医学部附属病院ヘリポートの設置に関する公聴会（大阪航空局）
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録、平成二十五年度公害防止管理者等資格認定講習、企業年金基金変更関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　四八
会社その他
会社決算公告　四九

告示

○法務省告示第三百四十九号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第三項の規定に基づく法務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一